



平成25年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社テクノメディカ  
代表者名 代表取締役会長兼社長 實吉 繁幸  
(コード：6678、東証第1部)  
問合せ先 取締役経営管理部長 村元 和夫  
(TEL. 045-948-1961)

### 株式分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において当該変更に係る「定款の一部変更」を平成25年6月26日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨を踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

また、東京証券取引所が有価証券上場規程445条に定める望ましい投資単位の水準の内容を踏まえ、単元株制度の導入とあわせ、当社株式1株につき300株の割合をもって分割いたします。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき300株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 株式の分割前の発行済総数	:	29,200株
② 株式の分割により増加する株式数	:	8,730,800株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	:	8,760,000株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	:	35,040,000株

##### (3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成25年9月13日(金)
② 基準日	平成25年9月30日(月)
③ 効力発生日	平成25年10月1日(火)

#### 3. 単元株制度の採用

##### (1) 採用する単元株式

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

##### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考)平成25年9月26日(木)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

売買単位を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨に鑑み、株式分割の実施及び単元株制度の採用にかかる所要の変更を次のとおり行うものであります。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
- ④ 現行定款第6条の変更並びに第7条・第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>116,800株</u>とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第40条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,040,000株</u>とする。 <u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 <u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け</u> <u>る権利</u></p> <p>第9条～第42条(各条数を繰り下げる。各表題および各条文は現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更ならびに第7条および第8条の新設の効力発生日は平成25年10月1日とする。本附則は、効力発生日である平成25年10月1日をもって削除する。</u></p>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成25年6月26日(水)

定款変更の効力発生日 平成25年10月1日(火)

以 上